樣

大阪市 区保健福祉センター所長

障がい福祉サービス等措置変更決定通知書

障がい福祉サービス等を必要とする障がい者(児)に係るやむを得ない事由による措置要綱による事業を、次のとおり変更したので通知します。

| よる事業で、人のこのう交叉のためで進出しよう。 | | | | | | | | | |
|-------------------------|-----|----|---|--|---|------|----|------|----|
| 利用事業名 | | | | | | 支給量 | | | |
| 変更年月日 | | | 年 | | 月 | 日 | | | |
| 利用者 | 氏名等 | Ē | | | | 年 | 月 | 日生(満 | 歳) |
| | 住 月 | Í | | | | 電話 | 番号 | | |
| 保護者 | 氏名 | בי | | | | 続 | 柄 | | |
| | 住 月 | Í | | | | 電話番号 | | | |
| 利用先 | 所在地 | | | | | 名 | 称 | | |
| 変更内容 | | | | | | | | | |
| 変更理由 | | | | | | | | | |
| 備考 | | | | | | | | | |

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、大阪市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、大阪市を被告として(訴訟において大阪市を代表する者は大阪市長となります。) 処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。